

災害事例
と
その対策
No.1

ダンボール箱(重さ20kg)をトラックの荷台から取卸し作業中、墜落する

1. 事業の種類 陸上貨物運送事業
2. 労働者数 25名
3. 被災者 大型貨物自動車運転者 男性46歳 経験年数21年
4. 傷病名 右大腿骨及び右手甲骨折（全治約3ヶ月）
5. 災害発生状況
 - (1) 被災者は8時30分に出社し運行前点検を行い、点呼を受けた後に作業班長他共同作業員2名と作業打合わせを行った。自社倉庫に保管されている鉛筆材料（軸木）が入ったダンボール箱（縦75cm×横35cm×高さ18cm：重さ約20kg）200個（1パレットに16個積）をパレットからトラック荷台に移し替えた。
 - (2) 被災者は10時10分頃に倉庫を出発し約70km離れている鉛筆工場に向かい、11時30分頃に工場に到着した。
 - (3) 直ちに原材料保管倉庫前に停車し荷卸し作業を開始した。作業方法は工場の最大荷重2.5tカウンタバランス型フォークリフト（工場の運転者が運転）に空パレットを差し、トラックの荷台の高さまでパレットを上げ被災者がトラック荷台からダンボール箱をパレットへ移し替える方法である。
 - (4) 2枚のパレットへの移し替えが終わり、3枚目のパレットに最初のダンボール箱を移すために今までと同じ要領で被災者がダンボール箱を抱え、左足をパレットに乗せた時フォークに差したパレットが傾いた。このため被災者はダンボール箱と一緒に約1.1mのトラックの荷台から墜落し負傷した。ダンボール箱は運良く被災者に当らなかった。
 - (5) なお、フォークリフト運転者は技能講習修了者である。また運転者は保護帽、安全靴、軍手を着用していた。
6. 災害発生の原因
 - (1) 作業方法の欠陥
トラックの荷台高さまでフォークリフトに差したパレットを上げ、その上に乗らないと作業できない不安全作業を行った。
 - (2) 被災者側の責任者は工場側で行われている作業（パレットに移し替える）を承知していたにもかかわらず工場側と作業条件に適合した人員の配置や荷役運搬機械等の配置等に関して連絡調整を行っていなかった。
7. 対策
 - (1) 作業計画（作業マニュアル）を作成し、作業指揮者を選任する。
 - (2) 一貫パレチゼーション方式を行う
倉庫保管はパレット荷の状態にあるので、工場側でもパレット荷で取卸し作業が可能になるように工場側と調整する。

*倉庫保管使用パレットは1100mm×1100mmでダンボール箱4個（1段）×4段計16個（320kg）

(3) 一貫パレチゼーション方式が困難な場合

本作業は原料の取卸し作業なので工場では常時発生する作業である。従ってトラック荷台の高さにおおよそ等しい高さの専用のパレット受台（パレット寸法より大きい）を用意して空パレットを受台に乗せてダンボール箱の移し替えを行う。

但しパレット受台は積載荷重に耐え、逸走防止構造とする。

(関係法令)

＝労働安全衛生法＝

- ・ 第20条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、機械等による危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

＝労働安全衛生規則＝

- ・ 第151条の3（作業計画）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、当該作業に係る場所の広さ、地形、荷の種類等に適応する作業計画を定め、その作業計画により作業を行わなければならない。

また、定められた作業計画を関係作業者に周知させなければならない。

- ・ 第151条の4（作業指揮者）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、その作業の指揮者を定め前項の作業計画にもとづき作業の指揮を行わせなければならない。

- ・ 第151条の14（主たる用途以外の使用の制限）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を荷の吊り上げ、労働者の昇降等主たる用途以外の用途に使用してはならない。但し、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

＊「危険を及ぼすおそれのないとき」とは、フォークリフトの転倒のおそれがない場合で、パレット等の周囲に十分な高さの手すり若しくはわく等を設け、かつ、パレット等をフォークに固定すること又は労働者に命綱を使用させること等の措置を講じたときをいうこと。

災害発生状況図

